

「内部者登録制度の見直しのための本協会関係規則の改正について」に対する
パブリック・コメントの結果について

平成 19 年 6 月 8 日
日本証券業協会

本協会では、内部者登録制度の見直しのための本協会関係規則の改正について、平成 19 年 4 月 11 日から同 19 年 4 月 25 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（20 社 62 件）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項番	意 見	考 え 方
全般		
1	<p>当社の場合、現在まで証取法第 166 条第 1 項に定める上場会社等の特定有価証券等に係る売買等についてはごく限られた上場会社等の発行する普通社債のみの取扱いとなっている。この状況を前提とする場合、当趣旨の文中には「内部者登録カードの作成、更新を協会員に義務付ける」とあるものの、全ての顧客について顧客カードの記載事項を拡充し管理すること（システム対応の有無に拘らず）にかかる手間及びコストと、各協会の営業実態において得られる収益を比較することによって、各協会員において例えば以下のような管理手法が採用できるとの解釈で良いか。</p> <p>ごく限られた特定有価証券等のみを取扱っている協会員については、顧客がその特定有価証券等に係る売買等を行おうとする場合において、当該売買等に係る受注の事前又は同時に 2.(2)で示す上場会社等の名称・銘柄コード・役員等の区分・退任役員の退任日の記載が含</p>	<p>本改正は、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客に関する内部者登録カードの整備等を目的としていることから、左記のとおり管理手法でも問題ありません。</p> <p>なお、内部者登録カードのメンテナンスについては、別途、内部者情報センター（仮称）への定期的な照合が必要となります。</p> <p>また、御意見を踏まえ、第 4 条に規定する顧客カードの整備等については、現行どおりとし、第 13 条において、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客からの届出により、当該売買等までに内部者登録カードを備え付けることが明確になるよう規定の修正を行います。</p>

項番	意見	考え方
	<p>まれた内部者取引に関する確認書の提出又はこれらの事項を電話で聞き取った上、確認シートに転記する等の方法により内部者取引に該当するか否かを判断し、受注後、その確認書及び確認シートを顧客カードに添付する等の一連の方法により、内部者登録カードの整備等を行う。</p>	
2	<p>上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を取り扱わない協会員においては、内部者登録カードの整備及び内部者情報センター(仮称)への照合の対象外との理解で良いか。</p>	<p>そのような理解で結構です。 なお、当該協会員が新たに上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を取扱うことになった場合には、顧客が上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行うまでに内部者登録カードを備え付けなければなりません。</p>
3	<p>投資信託(施行令27条の4第1号に係るものを除く。)のみ取扱っている協会員については、内部者登録カードの整備及び内部者情報センターへの照合の対象外との理解で良いか。</p>	<p>そのような理解で結構です。 なお、当該協会員が新たに上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を取扱うことになった場合には、顧客が上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行うまでに内部者登録カードを備え付けなければなりません。</p>
4	<p>本改正の主旨は、あくまでも顧客の申告ベースに基づく内部者登録カードの作成及び内部者情報センターへの定期的な照合によるメンテナンスを義務付けるものであり、今後は各社の企業努力による外部データ等による捕捉は基本的に不要との認識で差し支えないか。</p>	<p>本改正は、内部者登録制度の実効性を確保し業界全体としてボトムアップを図る観点から内部者登録の対象範囲を明確にしつつ、内部者登録カードの作成、更新を協会員に義務付けることを目的としております。各社の企業努力を否定するものではありません。</p>
5	<p>今回の改正により規定された内部者登録の範囲について、各社の判断により、内部者登録の範囲を協会規則上の範囲より広くすることに問題はないか。また、協会規則に規定していない範囲において内部者登録カードの未作成が検査等で判明した場合、協会規則違反には該当しないという認識で差し支えないか。</p>	<p>各協会員の判断により、内部者登録の範囲を協会規則上の範囲より広くすることに問題はありません。 また、本規則に規定していない範囲において内部者登録カードの未作成等があっても、本規則違反には該当しません。 ただし、このような場合についても、証券会社の行為規制等に関する</p>

項番	意見	考え方
		<p>る内閣府令（以下、「行為規制府令」という。）第4条第8号に違反しないよう留意しなければならないと考えます。</p>
6	<p>『特定有価証券』を取引する適格機関投資家についての『内部者登録カード』の作成・整備等が必要になるとありますが、この件に関しまして、短期社債の現先取引については、対象外としていただきたい。</p> <p>短期社債の現先取引は、一定期限後（多くは1週間や1ヶ月以内で終了する実態）には、当該銘柄は返還されるものであり、当該規則が想定する「内部者取引」の気配さえも無いものである、買い手側においては、取引対象となる売り手側が提示する当該銘柄に左程固執するものではなく、実務的には他の銘柄になっても支障が無い。この点からも、「内部者取引」を想定した取引対策に加える必要を感じない、現先取引は、金融説に基づき会計処理がなされており、同じ経済機能を持つレボ貸借取引と同様に扱うべきもの、と考えます。</p> <p>なお、仮に規則に残す場合であっても、比較的長期の取引期間（例えば、6ヶ月以上など）のみを、対象とすべき。実務を無用に煩瑣にすることは、回避すべきです。</p>	<p>証券取引法166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に該当する取引については、内部者登録カードの整備が必要です。</p>
7	<p>「内部者情報の届出を、実質的な口座開設基準とする。」という意味は、口座開設申込書等に会社名、役職及び所属部署の記載がない場合については、口座開設を行うことができないということか。</p>	<p>「内部者情報の届出を、実質的な口座開設基準とする。」とは、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客の場合を想定したものでありますが、本改正は、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客に関する内部者登録カードの整備等を目的としていることから、第4条に規定する顧客カードの整備等については、現行どおりとし、第13条において、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客からの届出により、当該売買等までに内部者登録カードを備え付けることが明確になるよう規定の修正を行い</p>

項番	意見	考え方
		ます。
8	<p>「当該届出事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更内容につき当該協会員に届け出ることを顧客に約させる。」とは、具体的にどのような方法で運用すべきものなのか。例えば、取引約款に当該事項を記載し、顧客が故意又は重大な過失等により、変更内容を申告しない場合には、契約を解除するという運用にするべきものなのか、あるいは、口座開設時に口頭で顧客に約させれば足りるものなのか。</p>	<p>顧客に対し、どのような事由に該当した場合に協会員へ届け出るかを明らかにするため、口頭ではなく、取引約款等により、顧客と約することが必要と考えております。</p>
9	<p>取引約款等において、届出事項の変更に関し「遅滞なく届け出る」旨が規定されている場合、あらたに約させる必要はないと考えて良いか。このとき、明示的に届出事項として「職業」等を規定せず、「届出事項等」とのみ規定している場合でも同様の取扱いが可能と考えて良いか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
10	<p>顧客からの変更の届出は、例えば、電話等にて連絡を受け、それを内部者登録カードに反映することでも問題ないか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
11	<p>口座開設以降、顧客からの変更の届出がないが、外部情報ベンダーの情報などで変更を知った場合は、協会員は内容を更新しなくても良いのか。</p>	<p>知った場合には、内部者登録カードを更新する必要があります。</p>
12	<p>顧客の届出に基づいて作成された内部者登録カードにおいて、顧客の申し出が正しく申告されず、結果的に内部者登録が行なわれなかった場合、協会員は善管注意義務の観点から責任を問われるのか。</p>	<p>顧客の申出が正しく申告されず結果的に内部者登録カードが作成されなかった場合に直ちに本規則違反となる訳ではありませんが、内部者登録カードを作成しなければならない顧客について、顧客の届出内容に記載漏れや矛盾があるにもかかわらず、それを解消せず、当該顧客が行う特定有価証券等に係る売買等までに内部者登録カードが作成されていなければ、規則違反になる場合があると考えます。</p>

項番	意見	考え方
13	電磁的方法により内部者登録カードを作成した場合、更新すると、過去データを新データに置き換えてしまうが、それでよいか	規則上、過去データを保存することを求めるものではありません。
14	上場会社等の特定有価証券等に係る募集の取扱い及び私募の取扱いについては、原始取得の取扱いであり、本件に言う“上場会社等の特定有価証券等の売買等”に該当しないという理解で良いか。	証券取引法 166 条の規定と同様で特定有価証券の原始取得の取扱いは、含まれないものと考えられます。
内部者登録カードの整備等関係（ 2 .(1) 全般事項）		
15	内部者登録については、現在、システム化して当社の分類により管理しておりますが、制度の見直しによる協会策定の から までの分類に合致させる必要があるのでしょうか。また、既存顧客について、内部者登録状況をすべて見直ししなければならないのでしょうか。	内部者の範囲については、協会規則の範囲を網羅しているのであれば、必ずしも同一分類に揃える必要はありません。 なお、新規、既存に関わらず、施行日までに、顧客から協会規則に規定する上場会社等の役員等に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、届出事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該変更内容について届け出ることを顧客と約す必要があります。
16	顧客が上場会社の社外取締役であるが、協会員にはその旨の申し出がないため内部者登録カードの作成が行なわれず、内部者情報センターに照会するまでの間、当該上場会社の株式を売買した場合、受託協会員は管理責任を問われますか。	顧客からの届出により、上場会社の社外取締役であることを知り得なかった場合には、管理責任を問うことはできないと考えられます。 なお、内部者情報センター（仮称）への照会等により上場会社の役員であることを知った場合には、遅滞なく内部者登録カードを作成することになります。
17	取扱有価証券（グリーンシート銘柄）については、弊社ではフェニックス銘柄（7 銘柄）のみ取扱い可能としているが、それ以外の銘柄は売買等を取扱っていない。 ついては、当該取扱っていない取扱有価証券に係る「上場会社等の役員等」については、内部者登録カードの整備の対象外として良いか。	そのような理解で結構です。
18	主たる勤務先とは別に他社の役員を兼務するようなケースには、そ	顧客が上場会社等の役員等に該当するケースには、届出を求める体

項番	意 見	考 え 方
	の旨も顧客から届出を求める体制を作ることが協会員に求められるのか。	制が必要であります。
内部者登録カードの整備等関係（ ．2．(1) ）		
19	「主な子会社」について、内部者登録カード作成の実務を考慮し、備考にあるような例示ではなく明確に定義していただきたい。（例えば、「直近の有価証券報告書等において、筆頭に記載された子会社」等。）	「主な子会社」については、内部者情報センター（仮称）に登録される「主な子会社の役員」の「主な子会社」と平仄を合わせる予定であり、今後、取引所と調整しながら、明確にする予定であります。
内部者登録カードの整備等関係（ ．2．(1) ）		
20	口座開設時に顧客が 及び の「役員でなくなった後1年」かどうかを把握するのは、実務的に非常に困難（とくに顧客に退任日をお聞きするのはとても難しいです。）です。したがって、口座開設時の退任役員は登録対象から外していただきたい。（既に役員で登録されているデータの削除のタイミングは、退任後1年でも、問題はありません。）	顧客から「役員でなくなった後1年」の者であるか届出を求め、内部者登録カードを整備する必要があります。
21	の「上記 及び の役員でなくなった」とは勤務先、役職に変化はないが、会社の支配力の異動（親会社・子会社の異動）があった場合も登録対象になるのか。	顧客からの届出又は内部者情報センター（仮称）への照合により、知った場合には、内部者登録カードを整備する必要があります。
内部者登録カードの整備等関係（ ．2．(1) ）		
22	同居とあるが明確な定義は規定されるのか？（二世帯住宅で生計が別な場合は除く等）役員の住所と同一である他の口座はすべて登録の対象となるのか。	「同居者」とは、上場会社等の役員と同じ家屋に居住している者を想定しております。
23	内部者の範囲のうち、上場会社等の役員の配偶者及び「同居者」となっていることについて、「同居者」の範囲を例えば「同居の二親等内の親族」のように、対象者の外延をより明確化するべきではないか。	「内部者登録制度の見直しに係る基本方針」では、「同居の家族」としておりましたが、同居者であれば、情報に接する機会があり得ることから、「同居者」としました。

項番	意 見	考 え 方
24	『 上場会社の役員の配偶者及び同居者』とあるが、極論すると住み込みのお手伝いさんも該当するのか。	該当すると考えます。
内部者登録カードの整備等関係（ . 2 . (1) ）		
25	「その他役員に準ずる役職にある者」について、具体的にはどのような役職の者を指すのかを可能な限り明確にしていきたい。あるいは、顧客が勤務する上場会社等において自身が「その他役員に準ずる役職にある者」と判断、申告した場合に限り内部者登録カードを作成すれば良いのか。	基本的には、執行役員制度を採用している上場会社等における「執行役員」を想定しておりますが、顧客から「その他役員に準ずる役職にある者」として、届出があれば、内部者登録カードを作成することとなります。
内部者登録カードの整備等関係（ . 2 . (1) ）		
26	顧客からは、顧客登録の際に所属が「経理部や財務部～」となっているが、重要事実を知り得る可能性の高い部署（経理部、財務部、経営企画部、社長室など。）に所属しているとの届出がない場合、顧客からの届出がないという理由で内部者登録はしなくても良いのか。	改正規則に基づき、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき届出を求め、当該届出により、顧客が経理部や財務部に所属していることが判明した場合には、内部者登録カードを作成する必要があります。
27	知りうる可能性の高い部署の判断基準は会社の業態等様々なので、協会員サイドでは判断ができないので、あくまでもお客様の届出ということでのよいのか。	そのような理解で結構です。 なお、「重要事実を知り得る可能性の高い部署」とは、「経理部、財務部、経営企画部、社長室（これに類似する業務を行う部署として、顧客から届出があったものを含む。）」として、Q & A等で例示する予定であります。
28	「内部者登録制度の見直しのための本協会関係規則の改正について」の II, 見直しの概要、2. 内部者登録カードの整備等（第13条）（1）にある「上場会社等の役員等」のうち 及び に、・・・重要事実を知り得る可能性の高い部署（経理部、財務部、経営企画部、社	「内部者登録制度の見直しに係る基本方針」においては、「幹部職員」としておりましたが、「幹部職員」を容易に判断できる区分として、「執行役員」及び「重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者」としました。

項番	意見	考え方
	<p>長室など)に所属する者とあり、これは従来実質的な指針として機能してきた内部者取引管理規程(モデル)における発行会社の幹部職員(部長など)に比べて範囲があまりに広く、また定義として極めて不明確なものであると思われるので、及びは削除していただきたい。</p>	<p>「幹部職員」については、「役職」により区分することも検討いたしましたが、昨今のインサイダー取引の摘発事例では、特に役職に関係なく取引が行われていることから、「部署」による区分といたしました。</p>
29	<p>『重要事実を知り得る可能性の高い部署に属する者』とあるが、それらの部署の職員はすべて「センター」に登録されているのか。また問合せにより回答してもらえるのか。</p>	<p>上場会社等の役員については、登録されることとなっておりますが、当該職員については、内部者情報センター(仮称)には登録されません。</p>
30	<p>派遣社員についてはどのような管理区分(登録)となるのか。 現行、派遣先の会社名、部署名の把握に努めているが、顧客は派遣元の会社名を記載するケースが多い。 また頻繁に部署変更があり、把握が難しい状況であるが、どのようにすればよいのか。</p>	<p>名称や雇用契約にかかわらず上場会社等の指揮命令を受けて、当該上場会社等のために業務を行う者で、かつ、上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知りえる可能性の高い部署(経理部、財務部、経営企画部、社長室など。)に所属する者として、顧客から届出があれば、内部者登録カードを作成することとなります。</p>
31	<p>「重要事実」を知り得る可能性の高い部署の定義が曖昧であることから、口座を開設する協会員により登録レベルが相違し、内部者登録洩れが発生する可能性は高い。 よって、新ルールを適切に運用するには上場会社から定義に該当する部署が提示されること又は新ルールにおいて「重要事実」を知り得る可能性の高い部署の判断に関するガイドラインを明示することが前提と思われるため、この点を何らかの形で実現して頂きたい。</p>	<p>本規則改正に係るQ & A等を作成し、「重要事実」を知り得る可能性の高い部署として、「経理部、財務部、経営企画部、社長室(これに類似する業務を行う部署として、顧客から届出があったものを含む。)」を例示することといたします。 なお、上記以外の部署であっても、顧客から「重要事実」を知り得る可能性の高い部署として、届出があれば、内部者登録カードを作成する必要があります。</p>
内部者登録カードの整備等関係(. 2 . (1))		
32	<p>登録対象となる上場会社等の親会社または主な子会社については、該当するものを明確化しデータ提供は必須にしていただきたい。(会</p>	<p>「上場会社等の親会社」については、証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」において、証</p>

項番	意 見	考 え 方
	社名、代表社名、住所、代表電話番号)	券取引所が開示の対象としている上場会社の非上場親会社とする予定であります。「主な子会社」については、内部者情報センター（仮称）に登録される「主な子会社の役員」の「主な子会社」と平仄を合わせる予定であり、今後、取引所と調整しながら、明確にする予定であります。
内部者登録カードの整備等関係（ . 2 . (1) ）		
33	当該適格機関投資家が第 13 条の にも にも該当しない、すなわち上場会社そのものである場合はどう対応すべきとのご見解ですか。	上場会社が自社株を購入する場合、そもそも、当該上場会社及び協会員がインサイダー取引とならないよう、相当の注意を持って、別途管理がなされていると考えております。
内部者登録カードの整備等関係（ . 2 . (1) ）		
34	「 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書又は半期報告書に記載されている大株主をいう。）」とあり、「内部者登録制度の見直しに係る基本方針」では「 大株主（主要株主を含む上位 10 名まで）」と記載されています。現行協会モデルでは帳簿閲覧権を有する者に限定されていますが、この規則改正によって、保有比率に拘らず有価証券報告書又は半期報告書に記載されている大株主上位 10 名を全て内部者登録することが必要になるということでしょうか。	そのような理解で結構です。
35	大株主の登録が義務付けられていますが、主要株主について別途、登録する必要はないのでしょうか。	大株主には、主要株主が含まれていると考えております。 なお、主要株主については、証券取引法 163 条に基づく売買報告等がありますので、大株主とは別に、主要株主を別に管理する方法でも問題はありませぬ。
36	内部者情報センター（仮称）の登録範囲に大株主を含めることを検討していただきたい。有価証券報告書等に記載する内容を登録するの	今後、検討してまいります。

項番	意見	考え方
	<p>であれば、上場会社にとっても大きな負担にはならないと考えられる。</p> <p>内部者情報センター（仮称）の登録範囲に追加することができない場合には、協会でデータの収集を行うことを検討していただきたい。</p>	
37	<p>帳簿閲覧権を有する3%以上の株主でも上位10位以内になれば、内部者登録は必要ないのでしょうか。</p>	<p>本規則で求めるものではありません。</p>
38	<p>顧客属性を問わず上位10位以内の「大株主」を登録対象とするのは負荷が大きい。例えば、発行済み株式数かつ浮動株が少ない銘柄の場合、上位10位以内ではあるが3%未満しか保有していない株主は頻繁に変わり得るが、実質的には、帳簿閲覧権を有しない個人投資家等が内部情報を入手する蓋然性は低いと考えられる。従来通り「帳簿閲覧権を有する者」にしていただきたい。</p>	<p>本規則を検討する上で、上場会社等の役員等の範囲として、「大株主」とすべきか「帳簿閲覧権を有する者」とすべきか検討した結果、「帳簿閲覧権を有する者」を把握するのは、非常に困難であるとの結論に至り、「大株主」としております。</p>
内部者登録カードの整備等関係（ . 2 . (2) ）		
39	<p>「協会員は、内部者登録カードに次に掲げる事項を記載しなければならないこととする。」の「生年月日」について、顧客カード（システム）の中に内部者登録カードが内包されている場合、顧客カードの基本情報欄に生年月日が記入されていることで代替出来ると考えて良いか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
40	<p>顧客が「役員でなくなった後1年」かどうか届出を求めるとなっておりますが、顧客から必ずしも「退任日」を届出いただかなくても、「役員でなくなった後1年」の者であるか否かを確認することでも良いのではないかと。</p>	<p>「役員でなくなった後1年」の者について、内部者登録カードに「退任日」の記載がある方が、協会員において利便性があると考え、「退任日」を記載しなければならない事項としましたが、御意見を踏まえ、「退任日」については、削除することとします。</p>
内部者登録カードの整備等関係（ . 2 . (3) ）		

項番	意見	考え方
41	インターネット取引画面を通じて、顧客が申告または変更届の入力を直接行う場合、これをもって内部者登録カードの作成、更新の取扱いとして良いか。	<p>顧客から届出を受ける方法として、当該方法を否定するものではありません。</p> <p>なお、内部者登録カードを作成しなければならない顧客について、顧客の届出内容に記載漏れや矛盾があるにもかかわらず、それを解消せず、当該顧客が行う特定有価証券等に係る売買等までに内部者登録カードが作成されていなければ、規則違反になる場合があると考えます。</p>
42	「協会員は、顧客から内部者登録カード記載事項について、変更の届出があったときは、～」とありますが、内部者登録カードの記載事項には、「6 上場会社等の役員等に該当することとなる区分」が規定されていることから、「上場会社等の役員等」に該当するか否かにつき変更がないケース（例えば、経営企画部長が執行役員になった場合など）においても、顧客が届け出る事項として約さなければならないように読めます。本規則改正の趣旨は、「上場会社等の役員等」に該当するか否か判れば良く、該当すれば届出を貰い、内部者登録カードに登録するというのであれば、過剰な負担を避ける意味で、「～上場会社等の役員等に該当するか否かにつき変更があったときは、～」に変更していただきたい。	<p>御意見を踏まえ、「～内部者登録カード記載事項に変更があったときは、～」から「～上場会社等の役員等に該当するか否かにつき変更があったときは、～」に規定の修正を行います。</p> <p>また、内部者登録カードの記載事項としていた「上場会社等の役員等に該当することとなる区分」についても削除することとします。</p>
内部者情報センターへの照合及び内部者登録カードの更新関係（ 2 . (4) ）		
43	協会員は定期的に内部者情報センターに照合しなければならないこととされていますが、定期的とはどの程度の期間ごとに行うということでしょうか。また、新規客については別途、日々照合できるのでしょうか。	<p>本規則では、「～年1回以上内部者情報センター（仮称）に照合しなければならない。」と規定する予定であります。</p> <p>その他内部者情報センター（仮称）に関する仕様については、現在、取引所等と検討しております。</p> <p>仕様等、決まり次第、明らかに致します。</p>

項番	意 見	考 え 方
44	<p>既存客の内部者登録情報と内部者情報センターが有している情報との間に差異が生じている場合に遅滞なく内部者登録カードを更新しなければならないとされていますが、既に登録していた内容が内部者情報センターの情報よりも新しいものであった場合、当該更新により顧客属性の把握に不都合が生じる恐れはないのでしょうか。内部者情報センターの情報は何月何日現在の情報であるということは表示されるのでしょうか。</p>	<p>内部者情報センター（仮称）に係る仕様については、現在、取引所等と検討しております。</p> <p>仕様等、決まり次第、明らかに致します。</p>
45	<p>定期的な確認の結果、内部者登録の漏れが確認できた場合、顧客の確認無しに、内部者登録を行っているのか。基本的には、お客様からの届出をもってということなので、確認をしなくてはならないのか。</p>	<p>顧客への確認を行わなくても、「上場会社等の役員等」であることが明らかである場合には、内部者登録カードを作成しても良いと考えております。</p>
46	<p>照合するためには、個人情報保護法上の第三者提供、あるいは協会規則の顧客秘密の漏洩にあたる懸念があるが、顧客からの第三者提供に係る事前同意を要しないと解して良いのか。また、内部者情報センター（仮称）への照会のために提供する顧客の個人情報（個人データ）について、内部者情報センターにおいて、当該照合の目的以外には利用されない、ということを経度的に手当てしておく必要があるのではないのか。</p>	<p>協会員が内部者情報センター（仮称）に照合する行為については、証券業協会が自主規制業務遂行のため、協会規則に基づき、協会員に照合を求めるものであり、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条第3項 及び第13条第1項 に該当する旨、金融庁に確認を得ております。</p>
47	<p>会員より委託を受け、特別会員が証券仲介業務を行う場合、顧客情報の収集や内部者登録カードの整備は特別会員にて行うが、口座は会員にある為、内部者情報センターへの照合の義務は会員にあるという認識で良いか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
48	<p>内部者情報センターへの情報提供は、登録顧客全員分のデータを提出することとなるのでしょうか、あるいは内部者登録分について提出するのでしょうか。</p>	<p>上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う個人顧客について、内部者情報センター（仮称）へ照合することを考えております。</p>

項番	意 見	考 え 方
49	<p>当社において、友好証券の注文は取次ぎしておりますが、顧客データについては関与しておりません。この場合、友好証券顧客についての「内部者情報センター（仮称）」への照合はどのような対応となるのでしょうか。また、仮に友好証券から直接、同センターへの照合が可能とした場合、どのようなアクセス方法となるのでしょうか。</p>	<p>友好証券が内部者情報センター（仮称）へ照合することを考えております。</p> <p>内部者情報センター（仮称）へのアクセス方法等については、現在、取引所等と検討しております。</p> <p>アクセス方法等、決まり次第、明らかに致します。</p>
50	<p>『定期的に照会しなければならないこととする』とあるが、一括で照会することが可能であるか。</p> <p>例えば、全顧客データと照合するシステムを構築してくれるのか。</p>	<p>個人顧客について、一括で照会することを可能とする予定であります。</p>
51	<p>内部者情報センターから情報を一括で入手し、社内で照合することが可能となるのか。</p>	<p>当該方法による照合は、行えません。</p>
52	<p>データ照合の結果はどのような形で連絡されるのか。</p> <p>また、データ照合の結果、役員自身の口座がなくても役員の家族と考えられるようなケースはデータが返されるのか。また返される場合の条件は「住所と姓の双方が一致した場合」のみか。</p>	<p>内部者情報センター（仮称）に係る仕様については、現在、取引所等と検討しております。</p> <p>仕様等、決まり次第、明らかに致します。</p>
53	<p>内部者情報センターの構築・運営に係る費用の負担方法は決定しているのか。当社のように、利用によるメリットが大きくないと想定される証券会社が存在することを前提に考えると、構築に係る費用を協会均等割負担とする場合は、このような証券会社に過大な負担を強いることになるのではないか。また、運営に係る費用については各利用証券会社による従量制も検討いただきたい。</p>	<p>内部者情報センター（仮称）に係る費用負担については、今後、取引所等と検討してまいります。</p>
54	<p>当社はいずれの取引所の取引参加者資格も持たないが、内部者情報センターの利用は可能か。</p>	<p>内部者情報センター（仮称）に係る仕様については、現在、取引所等と検討しております。</p> <p>仕様等、決まり次第、明らかに致します。</p>

項番	意 見	考 え 方
55	<p>照合の方法について、全角/半角等なるべくあいまいなままでも可能にしていきたい。</p> <p>データの整備を前提とするのであれば実施が必須となるまで、ある程度の猶予期間を頂きたい(できれば株主データの整備を行う株券電子化の時期とあわせる)。</p>	<p>内部者情報センター(仮称)に係る仕様については、現在、取引所等と検討しております。</p> <p>仕様等、決まり次第、明らかに致します。</p>
56	<p>システム対応を行う上で、照合についての具体的な仕様については、できるだけ早く明示して欲しい。</p> <p>照合の頻度・照合のために提供するデータのデータ形式 氏名は漢字、カナ表記か、生年月日は西暦、和暦か? 住所表記(丁目 番地 号、 - - など)</p>	<p>内部者情報センター(仮称)に係る仕様については、現在、取引所等と検討しております。</p> <p>仕様等、決まり次第、明らかに致します。</p>
57	<p>内部者情報センターで取扱われる顧客情報は、現案文では、個人顧客のみを想定していると理解します。</p> <p>この点について、業界全体でより効果的な内部者取引未然防止体制を構築するため、内部者情報センターには個人顧客の情報のみならず法人顧客についても、上場会社の親会社、子会社または大株主としての位置付けに関する情報など網羅的に情報が集積するようにして頂きたいと考えます。</p>	<p>今後の検討課題であると考えております。</p>
内部者登録カードの整備等関係(. 2 . (5))		
58	<p>内部者取引に関する管理体制について、協会として、標準的なモデルを示していただきたい。(特に内部者登録客の取引後のチェック)</p>	<p>今後の検討課題であると考えております。</p>
施行時期()		
59	<p>新ルールは、施行後の口座開設から適用されるとの理解でよいか。</p> <p>仮に、施行前の開設口座について直ちに遡及適用されるとなると、</p>	<p>本規則では、施行後、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客について、次の対応を行う必要があります。</p>

項番	意 見	考 え 方
	<p>投資家及び証券会社の負担は膨大となり、対応が困難といわざるをえないので、当面、適用対象が施行後の口座である旨明示して頂きたい。</p> <p>また、本規則の施行時期は、いつ頃でしょうか。</p>	<p>上場会社等の役員等に該当するか否かにつき届出を求めること。</p> <p>上場会社等の役員等に該当する旨、届出があった場合には、当該売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けること。</p> <p>上場会社等の役員等であるか否か変更があったときは、遅滞なく、届け出を顧客と約すこと。</p> <p>に基づき、変更の届出があった場合には、内部者登録カードを変更すること。</p> <p>また、施行後、既に上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行っている顧客については、上記 及び を行う必要があります。</p> <p>なお、内部者情報センター（仮称）が稼動する際には、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客（法人を除く。）について、次の事項を行う必要があります。</p> <p>内部者情報センター（仮称）へ年1回以上照合すること。</p> <p>の照合結果を踏まえ、内部者登録カードを作成、更新すること。</p> <p>本規則の施行日は、平成19年7月1日としますが、内部者登録カードの整備に関する規定は、平成19年11月30日までの間、従前の例によることができることといたします。</p> <p>なお、協会員にあっては、新規定において、対応できる事項から速やかに対応いただくことが望まれます。</p>
60	<p>2.(4)以外の公慣規9号の改正施行はいつ頃を目処としているのか。</p> <p>また、様々なシステムベンダーが存在し利用中、当該センターの</p>	<p>現在、取引所等と検討を行っております。</p> <p>仕様等、決まり次第、明らかに致します。</p>

項番	意 見	考 え 方
	利用を望む証券会社全てと内部者情報センターとのデータ接続が完了した時点で 2.(4)が施行されるとの解釈でよいか。また、その目処はいつか。	
61	当社は銀行に証券仲介業務の委託を行っておりますため、本規則が施行された場合、当社のみならず委託先においてもシステム対応が必要となり、その整備に最低半年はかかると見込まれます。したがって、本格施行までに一定期間の猶予を設けるなど、経過措置をとっていただけますようご検討の程お願い申し上げます。	本規則の施行日は、平成 19 年 7 月 1 日としますが、内部者登録カードの整備に関する規定は、平成 19 年 11 月 30 日までの間、従前の例によることができることといたします。 なお、協会員にあっては、新规定において、対応できる事項から速やかに対応いただくことが望まれます。
62	内部者情報センターの運営の開始時期はいつ頃でしょうか。	現在、取引所等と検討を行っております。 運営スケジュールが決まり次第、明らかに致します。

以 上